

佐々木(正)委員

このたびの県立津久井やまゆり園で類例のない大惨事がございました。犠牲になられた方々、そして御遺族の方々に心より哀悼の意を表すとともに、負傷された皆様、御家族に対しまして、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。御遺族、亡くなられた方々の無念をしっかりと片時も忘れてはいけない、このような思いで今後は検証と改善、新たな取組が私は必要だというふうに思っております。先ほど来、当局の方々もそのような御遺族、亡くなられた皆様、そして負傷された方々、御家族のために全力を尽くすというようなお話でありますので、様々な検証と改善をしていく必要があると。またそれも時間をかけて短期間で終わらせないということが大事でありますので、幾つかお聞きしたいと思っております。

私も相模原市選出の議員としまして、心から本当に胸が痛い思いであります。7月29日に私どもで地元の相模原市長にも、この負傷された皆様、そして今いらっしゃる入所されている方々、他施設への受入れもお願いをしたところでありましたし、この福祉施設におけるこの不審者対応マニュアルの作成とかあるいはその訓練についても実施するように、このことを本当に教訓としてお願いを、要望をさせていただいたところであります。

今回の問題で、やはり大事なことは、指定管理者という制度自体を問わなければならないまで発展してきているというふうに私は思っております。この指定管理者になっているということに対する今回のこの大惨事において、デメリットは何であったかということに関して、まずコメントをいただきたいと思っております。

障害サービス担当課長

指定管理者制度につきましては、県の直営と比べて柔軟なコーディネート、トップマネジメントができるという形で、現場のニーズに応じたフレキシブルな対応が県の直営施設よりもできるというふうに考えてございます。その中におきまして、先ほど来、機能強化と申しましたような防犯対策についても進んできたものだと考えております。

導入直後につきましては、職員が入れ替わりを行いますので、利用者の方の支援のメリット、デメリットが出てくるかと思っておりますが、トータルで最終的にメリットが増えているものと考えております。

保健福祉局長

今、課長から答弁させていただきましたように一般論的には、指定管理、確かにメリットがない制度ではございませんので、メリットがあるということで導入させていただきましても、今回の事案について考えれば、当然県と一体でなかったという部分があつて、情報共有が欠けていたというのが一番のデメリットであるというふうに考えております。

佐々木(正)委員

指定管理者制度がこの障害者福祉施設になじんでいるかどうかというのは、これは本当に真剣に議論をこれからするべきであるというふうに私は思ってお

ります。

他施設では、30年以上勤務している人もいるというところも少なくないわけでありますので、この指定管理者というのは、これは何年に一回見直すということになっているんですか。

障害福祉課長

障害福祉施設につきましては10年間ということになっております。

佐々木(正)委員

特にこの津久井やまゆり園においては、重度の方が利用者されているということもあって、やはりこの10年単位の指定管理、それに本当に耐えるのかどうかということも検証していくべきじゃないかなと私は思っています、いつ競合するような指定管理者が出てくるか分からない中では、10年単位で職員の人たちを失職させてしまうわけにはいかないわけですよ。施設とか管理者というのは、この若い20代の方を雇ったとしたら、何十年勤めるか。特に指定管理じゃないなくなってしまって、その人たちをクビにするわけにはいかないわけですから、そういうことからして、職員への投資ができにくいんですよ、結局指定管理というのは。

そういうことからすると、10年持つからいいというのではなくて、若い人たちを雇う側の感覚を考えると、次の10年でもしかしたら指定管理者が替わってしまうかもしれない。そういうことが障害福祉施設になじむかどうかということも検証していかなければいけないんじゃないかなと思います。長い間にやまゆり園も地域の評判は決して悪くないし、いい部分を大変に聞いています。職員の皆様との利用者との人間関係、きずなも深いという部分もあるというふうにも聞いているところもあります。しかし、それは10年たったときに、あるいは指定管理の期間であったときに、それが変わってしまったらいけない、私はそういうふうに思っているんです。ですから、指定管理者にするというデメリットも認識をしなければいけないと思いますけれども、どうでしょうか。

障害サービス担当課長

重度の利用者の方の御対応をさせていただいているということもございまして、支援の継続性等から10年という形になっておりますが、当然委員おっしゃるとおり、10年後に替わってよいのかということもございしますので、それにつきましては、サービスの向上を前提に指定管理について評価するとともに、次の指定管理者にも引き継がれるのであれば、職員の引継ぎについてもきちんと相手からプロポーザルを求めていきたいと思っております。

佐々木(正)委員

今話していることは、その指定管理を受けた業者のその職員に対する配慮がないんですよ、今の言葉についてはね。サービス事業を次の指定管理者が引き継いでやるというのは当たり前のお話であって、そういう指定管理者自体の勤めている方のことを考えなければいけないと私は申し上げたいと思っています。

具体的に少し聞いてみたいと思いますが、今回の資料の1ページに、この事件の概要、当日までの園の状況、これを少し具体的に聞いてみたいんですが、この安全対策のための防犯カメラを16台の下です。7月26日、利用者157名、ここに夜勤職員8名が在勤と書いてありますが、これは正規職員というか常勤

なのか非常勤なのか、あるいはこの夜勤と書いてありますが、宿直ではないですか。全員夜勤ですか。それで8名はどういう業務体系だったか。そして男女、年齢が分かれば教えてください。

障害サービス担当課長

この夜勤職員8名につきましては、全て常勤でございます。男性ホーム5ホーム、女性ホーム3ホームでございます。同性介護になっておりますので、当日の夜勤も職員は男性が5名、女性が3名でございます。年齢につきましては、承知しておりません。

佐々木(正)委員

夜勤だったということで、皆さん起きてお仕事をなさっていたということではないのでしょうか。

障害サービス担当課長

夜勤でございますので、基本的には起きて仕事をしております。ただ、夜間に休憩をとることもございます。津久井やまゆり園の場合には、2ホームごとに真ん中に勤務室を造ってございまして、職員がそこに2人という形になっております。ですので、片方の職員が休憩に入ったとしても、もう片方の職員が必ず起きていて誰もいないという時間帯をつくらない状況での夜勤をしております。

佐々木(正)委員

夜勤ということでもありますので、それをしっかり信じて、今回委員長、副委員長の御配慮で共同会の関係者の方も次回の委員会には来るかもしれないので、そのときにも様々な御意見をお伺いをしたいなというふうには思っております。

この指定管理者の私はデメリットというものもあるんじゃないかというふうに思っておりますので、今後こういう重度の利用者を抱える施設における指定管理者に対する議論を深めていただきたいと、このように思っておりますがいかがでしょうか。

障害サービス担当課長

指定管理者制度におけるサービスの質の向上の有無、並びに職員の継続性につきましても、今回事件の概要が明らかになっていく中で議論されるものと考えてございます。

佐々木(正)委員

指定管理者ありきで議論するというよりは、指定管理者自体になじむかどうかという議論もしていただきたいと思うんですが、もう一回答弁をお願いします。

障害サービス担当課長

公、共、私の役割分担の中で、民で担える部分につきましては民間の御協力も頂くという形になっております。今、御指摘の福祉施設が指定管理者制度になじむのかどうかということにつきましても、今回事実関係を明らかにしていく中で、管理者制度の在り方について議論がされるものと考えてございます。

佐々木(正)委員

相模原市長にもお願いして、すぐに手を打っていただいているようなんです

が、この先ほど来あったように災害時の避難計画ですとか対応マニュアルというものがあるようなんですが、池田小学校のときも学校の先生が押さえているわけですね、犯人を。私はこの福祉施設においても、この不審者対応マニュアル、これを作成すると。そしてもう一つは訓練も行うということを今後実施すべきだというふうに提案をしたいんですが、いかがでしょうか。

障害サービス担当課長

これにつきましては、今回防犯対策を強化しなければならない大きな方向性は私どももしっかり対応してまいりたいと思っております。その防犯強化の部分と実際に防犯再発防止に向けた取組、これがどこまでの対応を担うかにつきましては、再発防止に向けた取組の中で今御提案のありました対応マニュアルにつきましても検討をしていくものと考えております。

佐々木(正)委員

是非、その対応マニュアルを作っていただきたいと要望させていただきます。7月27日から28日に様々な通所介護の事業者ですとか、この障害児施設管理者に対して福祉局から施設安全管理の徹底についてという書面が行っているのは分かっています。でも、これは場当たりの対応をとにかく今、こういった折だからやってくれというような発信があったことは大事なことでありますが、この対応マニュアルをちゃんと作るということが私はものすごく大事だと思っておりますので、これは私は作るべきというふうに提言をさせていただきたいと思っております。

それから、危機管理について、もう一つお聞きしたいんですが、今回のこの大惨事を聞いた瞬間に、この神奈川県の子供被害者等支援条例、この第22条が適用になるというふうに思いますが、これは非常に大事な中身になっていまして、これは先ほど様々な議論も出ておりましたけれども、この精神的な不安の軽減、その他の必要な緊急支援を実施するものという、こういうこともあるんですね。これは私は正しくこの様々な危機管理の中で福祉行政の担当についても、掌握をしておかなければいけない条例じゃないんじゃないかなというふうにも思うんですが、いかがですか。

障害サービス担当課長

条例の中身を確認させていただいて、私どもとしても対応についてしっかり把握してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

必要かどうか、必要だと思っているのかどうか。

障害サービス担当課長

すみません、中身を今、私ども把握してございませんので、条例の中身を確認させていただいて、必要な対応をとらせていただきたいと思います。

保健福祉局総務室長

第22条でございますが、緊急支援の実施という理解をしておりますが、やはり今回のようなこういったかなり被害を受けられた方が大勢いらっしゃると思いますので、こういったケースにつきましては、やはり県でできることもございますし、あるいは民間支援団体等の御協力も頂かなければいけませんし。そういった中では、積極的にこういった支援に取り組んでいきたいなというふうには思

っております。

佐々木(正)委員

財政的な支援だけじゃなくて、福祉的な支援も私はこの中に含まれているというふうに認識をしています。その上で、今回少しこの県の対応について聞いてみたいんですが、今回の26日未明の2時過ぎにこの事件が発生したわけでありまして、そのときに神奈川DMATが駆けつけたというような話であります。何時頃行ったんでしょうか。

保健福祉局総務室長

今回、DMATにつきましては、待機要請が出ましたけれども、医療救護本部を立ち上げて、今回は派遣に至らなかったということでございます。

佐々木(正)委員

北里大学の緊急の対応をしていた医師のテレビ放映の画面なども見ましたけれども、そこに緊急で行った、DMATじゃなくて救急車が行ったんですか、救急車に乗って行ったんですか、ちょっとそれを確認を。

保健医療部長

今回の事件に関しましては、ドクターカーということで、DMATを整備している時間がなくて、緊急に行かなければならないということでドクターカーが出動しております。

佐々木(正)委員

何が言いたいかというと、ドクターカーで行ったときに、この行った方々のコメントもありました。ものすごい状況を見て、ドクターでさえひるんだというようなコメントがたしかあったというふうに思います。私は今回のことも災害時だけじゃなくて、こういう惨事のときにDMATやDPATも出動すべきなんじゃないかなというふうにも思いました。特に今、がん・疾病対策の課長もおっしゃっていましたが、精神保健の対応も今後していくと。既にやっている部分もあると思うんですが、私はこの惨事を考えるとDPATも早く出動をしてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。これから精神医師のそういう対応もチームとして行くべきなんじゃないか、行っていたかもしれないけれども、ちょっとその辺、確認でコメントをいただけますか。

がん・疾病対策課長

4月の熊本地震の際は、地震発生直後に精神科病院が倒壊したり、他の精神科への転院調整や治療を中心とした精神科医療のニーズが高まったために、DPATの派遣を要請されたところです。今回の津久井やまゆり園の事件においては、死傷者が多く本人、家族及び職員等が事件の凄惨な状況を目撃したところ、心に深い傷を負ったことに対するケアとなります。これは精神的な治療を中心とした医療の提供というよりも、傾聴を中心とした相談のニーズが高いため、精神科医や福祉職で対応する心のケアとしたところでございます。

佐々木(正)委員

心のケアが非常に私は大事だと思います。家族も含めて特にその現場を見てしまった方というのは、PTSDだとかフラッシュバックがあるというふうに思われますので、特に自閉症の方々などもいらっしゃるわけですから、このフラッシュバック、パニックになるの方々、そういう方々がこの同じような住居棟

に復帰しても、そこで居住が不可能な可能性だって私はあるというふうに思います。そういうところを戻せばいいというんじゃないじゃなくて、そこにもうフラッシュバックでいられないという方々の配慮というのも、今後は必要になってくると思いますので、その辺の配慮もお願いしたいと思いますがいかがですか。

がん・疾病対策課長

利用者さんの心のケアについては、先ほど申し上げましたように臨床心理士が共同会の施設などにもいらっしゃるようです。その方たちが寄り添っているということを知っています。

佐々木(正)委員

福祉部長からもありました応援態勢をしっかりと組んでいくということだったんですが、私は早くこれをやらなければいけないんじゃないかなと思っておりまして、実際にこの障害福祉に携わっている職員の方が、では今回どのくらいすぐに応援態勢と、言葉では言っても物理的に動けるのかというところを私は非常に危惧しているんですね。本当に指定管理とか障害福祉施設に勤めていらっしゃる方々が今その応援態勢が組めるのかどうかと、実態ですよ。事実を確認してそれを検証していかなければ、言葉だけで言っても結局そういう方々を導入できなくなってしまうということもあるので、具体的にどういう応援態勢をどのような形で民間職員なども派遣しながらやっていくのか、そこだけ聞いてみたいと思います。

障害サービス担当課長

まず、県直営の方には、既に派遣する場合の体制として職員を出してもらうように準備していただいております。なお、先ほど御説明しましたように、知的障害福祉関係の団体からも協力をしたいという申し出を頂いているところで、今後は民間の施設等にも御協力をお願い申し上げていきたいと思っておりますが、かながわ共同会の方も受入態勢という形をとらなければ、ただ単に職員が関係性のない、利用者と関係性のない職員が行っても不安になってしまうような利用者もおられますので、向こうのニーズに寄り添う形で必要なタイミングで必要な人数を派遣するように調整しているところでございます。

佐々木(正)委員

最後に、要望というかお願いをしたいんですけども、御家族も精神的な疾患を患っている方もいらっしゃいます。そういう方々に利用者のお子さんなりが家に戻っているケースがあります。その方々のケアの、レスパイトのケアも是非お願いしたいなと思います。家庭でまた大変な状況が起こってしまう可能性だってなきにしもあらずですから、そういう御家庭に戻っている場合、そして園に来られない場合、ほかの施設に行けない場合、そういう方々にとっては自宅にいるしかないわけです。そのときに保護者の方々がどういう状況になってしまうかということも配慮しながら、これは申し上げておきますけれども、配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

障害サービス担当課長

御本人の状態並びに御家族の状況につきましては、個別に体力のある環境、ない環境様々ございますので、それぞれの状況に寄り添う形で個別に対応してまいりたいと、丁寧に対応してまいりたいと思っております。

佐々木(正)委員

生活面でも大変な方もいらっしゃると思いますので、そういうところも含めて、今後補償の問題も大きく取り上げられなければならないというふうに思います。今後、県も逃げることなくこの対応をしていただきたいことを要望して終わります。